

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部改正について 新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号

改正 平成30年3月28日付け 国自技第245号、国自整第346号

新	旧
<p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章 職権による打刻等（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-2（略）</p> <p>3-2（申請書の受理）</p> <p>3-2-1</p> <p>(1) 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。</p> <p>(2) <u>申請書の受理にあたっては、番号札、クリップ、クリアファイル又は申請袋の使用等により、他の申請者の申請書及び添付書類が混入していないことを確認して行うものとする。</u></p> <p>3-2-2～3-2-5-1（略）</p> <p>3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続き <u>（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車が予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）</u>により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することが</p>	<p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章 職権による打刻等（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-2（略）</p> <p>3-2（申請書の受理）</p> <p>3-2-1 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>3-2-2～3-2-5-1（略）</p> <p>3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続きにより検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。</p>

できるものとする。

3-2-5-3~3-2-8 (略)

### 3-3 (審査依頼)

3-3-1 申請書及び添付書類に不備がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書(自動車検査票(様式1)、以下「検査票1」という。)を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとする ことができる。

3-3-2 自動車機構に対し審査依頼する場合は、申請書及び添付書類を審査依頼書に添付して行うものとする。この場合において、検査票1及び自動車検査票(様式2)(以下「検査票2」という。)の登録番号又は車両番号欄、原動機の型式欄及び車台番号欄については、原則として申請者に対し、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載するよう依頼するものとする。

この場合において、審査結果の通知が書面による場合には、走行距離計の表示値については 検査票1の備考欄に 走行距離計の表示値 100km 未満の端数を切り捨てて記載するよう依頼するものとする。

なお、自動車検査受付装置により出力され、登録番号、車台番号等が訂正されていない自動車検査票やカーボン紙により複写された自動車検査票等ではなく、検査票1に直接ボールペン等により車台番号が記載されている 自動車検査票 の場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認するか、又は、検査票1の欄外等に車台番号の下三桁を容易に消すことができないボールペン等で記載するものとする。

また、貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上の普通自動車の新規検査、構造等変更検査又は予備検査の申請の際には、検査票2の備考欄へ燃料タンクの個数及び容量を申請者に記載させるものとする。

3-4-1~3-4-3 (略)

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 「改造自動車等の取扱いについて」(平成7年11月21日自技第239号。以下「改造通達」という。)に定める改造自動車 ((4)、(5)、(8) )及び (9) ただし書の

3-2-5-3~3-2-8 (略)

### 3-3 (審査依頼)

3-3-1 申請書及び添付書類に不備がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書(自動車検査票(様式1)、以下「検査票1」という。)を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続きにより検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼が行われたものとする。

3-3-2 自動車機構に対し審査の依頼を行う場合は、申請書及び添付書類を審査依頼書に添付して行うものとする。この場合において、検査票1及び自動車検査票(様式2)(以下「検査票2」という。)の登録番号又は車両番号欄、原動機の型式欄、車台番号欄及び走行距離計表示値欄については、原則として申請者に対し、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載するよう依頼するものとする。

この場合において、走行距離計の表示値については走行距離計の表示値の 100km 未満の端数を切り捨てて記載するよう依頼するものとする。

なお、カーボン紙による複写等ではなく、検査票1に直接ボールペン等により車台番号が記載されている場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認するか、又は、検査票1の欄外等に車台番号の下三桁を容易に消すことができないボールペン等で記載するものとする。

また、貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上の普通自動車の新規検査、構造等変更検査又は予備検査の申請の際には、検査票2の備考欄へ燃料タンクの個数及び容量を申請者に記載させるものとする。

3-4-1~3-4-3 (略)

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 「改造自動車等の取扱いについて」(平成7年11月21日自技第239号。以下「改造通達」という。)に定める改造自動車 ((7) )及び (8) ただし書の自動車並び

自動車並びに「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」(平成 10 年 3 月 23 日自技第 60 号)別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。)にあっては、改造前の車名及び改造後の型式(改造前の型式に「改」と付記したものとする)。

(7)～(8) (略)

(9) 前 8 号以外の自動車にあっては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」

3-4-5~3-4-15 (略)

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン/LPG」、「ガソリン/灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。

この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「/」(1字空白)でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

3-4-17~3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙)(第 4 号様式による。)を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
-----------	-----------	-----

1.~30. (略)

31. 平成 17 年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの及び平成 26 年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車 <sup>1</sup> で排出ガス規制の識別記号のないもの	オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨	オパシメータ測定
--	-------------------------------------	----------

32.~40. (略)

に「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」(平成 10 年 3 月 23 日自技第 60 号)別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。)にあっては、改造前の車名及び改造後の型式(改造前の型式に「改」と付記したものとする)。

(7)～(8) (略)

(9) 前 6 号以外の自動車にあっては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」

3-4-5~3-4-15 (略)

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン/LPG」、「ガソリン/灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。

3-4-17~3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙)(第 4 号様式による。)を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
-----------	-----------	-----

1.~30. (略)

31. 平成 17 年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの	オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨	オパシメータ測定
---	-------------------------------------	----------

32.~40. (略)

3-4-21 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。

なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第5項、第100条第8項若しくは第10項若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号、第2号若しくは第3号第17項第1号若しくは2号、第169条第2項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号、第177条第4項第3号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第11項第1号若しくは第2号若しくは第13項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 保安基準第18条第5項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第5項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、ポールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(9) 保安基準第18条第6項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第6項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部保護及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(10)～(12) (略)

3-4-22～3-4-23 (略)

3-4-24 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の自動車検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を次のとおり記載するものとする。

(1) (略)

(2) 自動車機構に対し審査依頼した自動車  
(表略)

3-4-25～3-6 (略)

3-4-21 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。

なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(8)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第5項、第100条第8項若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号若しくは第2号、第169条第2項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号、第177条第4項第3号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第11項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 保安基準第18条第5項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第5項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部保護及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(9)～(11) (略)

3-4-22～3-4-23 (略)

3-4-24 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の自動車検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を次のとおり記載するものとする。

(1) (略)

(2) 自動車機構に対し審査の依頼を行った自動車  
(表略)

3-4-25～3-6 (略)

### 3-7 (検査証交付等)

3-7-1 自動車検査証又は自動車予備検査証の交付又は返付(以下「返付等」とする。)  
は、次の各号によるものとする。

(1) 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合は、自動車検査証又は自動車予備検査証を返付等する。

この場合において審査結果の通知が電磁的な方法により届いていない場合には、自動車機構に照会するものとする。

なお、審査結果の通知が書面による場合には、当該書面に記載された審査結果を確認することとし、自動車検査証又は自動車予備検査証の記載内容の走行距離計表示値については、当該書面の備考欄に記載された走行距離計の表示値と照合するものとする。

(2) 自動車検査証又は自動車予備検査証の返付等は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照会を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証又は予備検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを申請者に確認するよう促したうえで返付等を行うものとする。

(3) 申請者が不在により返付等が行えないときは、返付等を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は予備検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-7-2~3-7-7 (略)

3-7-8 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の返付であって、道路交通法第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記載事項を変更した自動車検査証の返付ができない場合には、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載とともに走行距離計の表示値の記載を行い受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。

3-7-9 (略)

### 3-8 (限定検査証交付等)

3-8-1 限定検査証の交付は、次の各号によるものとする。

### 3-7 (検査証交付等)

3-7-1 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合は、自動車検査証又は自動車予備検査証を交付又は返付(以下「返付等」とする。)する。なお、審査結果の通知が書面による場合には、自動車検査証又は自動車予備検査証の記載内容について当該書面に記載された検査結果と照合するものとする。

(新設)

(新設)

3-7-2~3-7-7 (略)

3-7-8 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の交付であって、道路交通法第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記載事項を変更した自動車検査証の交付ができない場合には、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載と受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。

3-7-9 (略)

### 3-8 (限定検査証交付等)

3-8-1 自動車機構から「不適合」の審査結果通知があったときは、法第71条の2

(1) 自動車機構から「不適合」の審査結果通知があったときは、法第71条の2第1項の規定による限定検査証を交付するものとする。この場合において、限定検査証の有効期間の起算日は、自動車機構が審査結果の通知を行った日とする。

(2) 限定検査証の交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで交付を行う。

(3) 申請者が不在により交付が行えないときは、交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で限定検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-8-2~3-8-3 (略)

3-8-4 限定検査証の再交付は、次の各号によるものとする。

(1) 再交付する限定検査証（その1）の備考欄に再交付の旨を記載するものとする。

(2) 限定検査証の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(3) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で限定検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-8-5~3-8-6 (略)

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1~3-9-3 (略)

3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 検査標章の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証の有効期間の満了する日又は限定検査証の備考欄に記載さ

第1項の規定による限定検査証を交付するものとする。この場合において、限定検査証の有効期間の起算日は、自動車機構が審査結果の通知を行った日とする。

(新設)

(新設)

3-8-2~3-8-3 (略)

3-8-4 限定検査証を再交付するときは、再交付する限定検査証（その1）の備考欄に再交付の旨を記載するものとする。

(新設)

(新設)

3-8-5~3-8-6 (略)

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1~3-9-3 (略)

3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。

(1)~(3) (略)

(新設)

れている「申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日」と検査標章の内容が相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(5) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は限定検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-9-5~3-15 (略)

第4章~第6章 (略)

別表第1~第1号様式 (略)

(新設)

3-9-5~3-15 (略)

第4章~第6章 (略)

別表第1~第1号様式 (略)

自動車検査票1

(様式1)

検査依頼書		国土行政法人自動車技術総合機構			検査部 取 事務所 設		検査手数料納付書			
検査の種類		定期検査・新規検査・構造等変更検査・準備検査								
登録番号 又は車両番号		原動機型式		車台番号						
保安基準に適合しない部分										
01 同一検査 02 原動機・動力伝達装置 03 車体・車体下部 04 車体	長さ、幅、高さ、車両質量、定員、その他	05 原動機装置	06 保安装置	07 制動装置	08 照明装置	09 識別表示、歯車装置、バルブ、カニ取ホーク、キヤボックス、ブロースタアンプ、モーターシフト、ピストンブローーム、ドラッグリフト、ブレーキロック、タイロッド、サッカルアーム、アトラアーム、クレストアーム、キングピン、その他	12 燃料装置	燃料タンク、配管、継手、燃料ポンプ、キャブレタ、燃料噴射装置、LPG燃料装置、LPG燃料装置1ガス溶器、車室との気密(隔壁)、その他	検査の受付	
	原動機(最高出力)適合、排気の色、速度抑制装置、NR装置、潤滑装置、冷却装置(キャブ等)、ファンベルト、クランク、チェーン、スプロケット、トランスミッション、トランスファン、ディフューザンター、プロペラシャフト、ドライブシャフト(駆動部)、ダストブーツ等)、ジョイント部、ボール、ナット、その他	09 保安装置	10 識別表示	11 制動装置	12 燃料装置	13 電気装置	14 騒音・排出ガス対策装置	15 その他	確認印	
	車体、車体下部、最高地上高、車体表示(最大積載量、タンク容量、積載物品名、幼児専用、スタールバス、20トン超ステッカー)、折台、止し棒、衝突防止装置、突入防止装置(取付位置等)、連発装置(カブ、キングピン、ピストンブランク、ルネット等)、その他	10 識別表示	11 制動装置	12 燃料装置	13 電気装置	14 騒音・排出ガス対策装置	15 その他	再入場確認印		
	車体、車体下部、最高地上高、車体表示(最大積載量、タンク容量、積載物品名、幼児専用、スタールバス、20トン超ステッカー)、折台、止し棒、衝突防止装置、突入防止装置(取付位置等)、連発装置(カブ、キングピン、ピストンブランク、ルネット等)、その他	11 制動装置	12 燃料装置	13 電気装置	14 騒音・排出ガス対策装置	15 その他	検査結果押印等欄			
[不具合状況]	汚損、損傷、破損、折損、劣化、摩耗、歪み、変形、遊動、脱落、亀裂、剥離、腐食、陥み、取付不良、機能不全、接触、接続、突起物、同色部分の突出、凹陥、凹陥れ、割れ、欠け、変形、変色、燃料漏れ、液量、灯火不具合(交換、調整、不良灯、取付位置、灯罩損傷、点滅回数、灯色、光度、向き)、寸法不足、その他					審査結果通知書				
[その他の審査項目]	車名、型式、番号標(印刷、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(家用/事業用、貨物、制限車両、ダンプ番号)、自重計、自重計適合等					運輸支庁 設 自動車検査登録事務所 設				
[備考欄]						審査結果通知書		審査結果通知書		
						適合		不適合		
						納税額 重量税 申請書		保険料 手数料 照録簿		
						審査中断				



自動車検査票1

(様式1)

審査依頼書		独立行政法人自動車技術総合機構			審査部 自動車検査課	検査手数料納付書	
検査の種類		常設検査 ・ 新規検査 ・ 構造等変更検査 ・ 予備検査			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 検査手数料                  10000円             </div>		
登録番号 又は車両番号		原動機型式	車台番号				
保安基準に適合しない部分							
02 同一性等	02 長さ、幅、高さ、車両重量、定数、その他	05 牽引装置	06 制動装置	07 照度表示、防眩装置、ファンダル、カブリシールド、キヤンセルガス、リブスターゲリッド、モーターシャフト、ピストンアーム、クランクリンク、リレーロッド、タイロッド、ナックルアーム、アイドラーアーム(ダストブロー)、キングピン、その他	12 燃料タンク、配管、継手、燃料ホース、キャブレター、燃料噴射装置、EPC燃料装置/ECG燃料装置(ガス溶接、車体との電気隔離)、その他	検査の受付	
	03 原動機・動力伝達装置	08 保安装置	09 照明装置	10 検査装置	13 配線、バッテリー 発電/充電装置、点火装置、高圧コード、配線、その他	確認印	
					14 騒音・排出ガス対策装置	確認印	
	04 車体	06 灯火類	08 制動装置	11 走行装置	16 その他	再入線確認印	
審査結果押印等欄							
03 原動機(異音、かみり具合、排気の色)、速度抑制装置、NR装置、潤滑装置、冷却装置(ファン等)、ファンベルト、クランクシャフト、チェーン、スプロケット、トランスミッション、トランスプリア、クイックシフター、フューエルインジェクタ、エアロダイナミクス対策(エアロデット)伝達部、ダストブロー等)、シャフト部、ピストン、その他		06 前照灯、前部標灯、車線灯、前部上照灯、番付灯、尾灯、駐車灯、後部上照灯、制動灯、後退灯、側方灯、非常急減速表示灯、方向指示器(前面、側面、後面)、補助方向指示器、速度表示装置、側方部射灯、後部標灯、黄色回転灯、制動灯、禁止灯火、その他	11 ブレーキシステム、ブレーキレバー、ブレーキペダル、ホース、パイプ、ロッド、ケーブル、マスタシリンダ、ホイールシリンダ、ディスクブレーキ、油圧装置、センターブレーキ、エアブレーキ(チェーン)、エア乾燥装置、ABS装置、リザーバタンク装置、その他	16 四駆装置(駆動、ドレインコック)、防曇装置、コーションランプ、制動書籍(移動タンク設置許可制)、タンク封印書、緊急自動車指定申請に関する書類、追従制御作業指定申請に関する書類、その他	審査結果通知書		
【不具合状況】 汚損、損傷、破損、新張、劣化、開閉、歪み、かた、緩み、従行、脱落、亀裂、腐食、傾き、取付不良、機能不良、接触、接続、突起物、凹陥部分の突出、変形、油漏れ、液漏れ、未調整、ガスユズ漏れ、燃料漏れ、液漏、灯火不具合(切替、個数、不点灯、取付位置、灯器損傷、点滅回数、灯色、光束、向き)、寸法不足、その他					審査結果通知書		
【その他の審査項目】 車系、型式、番号標(封印、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(自家用、事業用、貨運、制限時間(タンク番号)、自衛計、0.05制適合時					運輸支局 自動車検査登録事務所 審査結果通知欄		
【備考欄】					納税別 重量税 申請書	課税別 手数料 配帳簿	適合 / 不適合
					審査中断		

第3号様式～別添2.(略)

附 則 (平成30年3月28日 国自技第245号、国自整第346号)

本改正規定は、平成30年3月28日から適用する。ただし、3-2-5-2、3-3-1、3-3-2及び3-7-1(1)の規定は平成30年4月1日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にあるこの要領による改正前の様式1の検査票は、この要領による改正後の様式に関わらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第3号様式～別添2.(略)